

# 後期高齢者医療の主な給付制度について

問合せ 住民ほけん課 後期高齢者医療担当 ☎991-1884

後期高齢者医療制度には、次のような給付制度があります。該当がある場合には、住民ほけん課後期高齢者医療担当へお問い合わせください。

## ■補装具を製作したとき（療養費）

医師が必要と認めた治療用装具（コルセット・義足など）の購入費用のうち、自己負担分を除いた額を給付します。

## ■病院に支払う医療費が高額になったとき（高額療養費）

1か月の医療費の自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。（ただし入院時の食事代や保険の対象とならない差額ベッド代などは支給対象外となります。）

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	〈4回目以降は140,100円〉
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	〈4回目以降は93,000円〉
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	〈4回目以降は44,400円〉
一般	18,000円(年間上限14.4万円)	57,600円 〈4回目以降は44,400円〉
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※ 〈 〉 内の金額は、過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です。

## ■「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

所得区分（上表参照）で現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は「限度額適用認定証」を、低所得者Ⅰ・Ⅱ（非課税世帯）に該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、医療機関に提示すれば、医療費の窓口負担を軽減することができます。

また、非課税世帯の方は、1食当たりの標準負担額についても軽減されます。

## ■医療費と介護サービス費が共に高額になったとき（高額医療・高額介護合算療養費）

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、自己負担限度額を超えた場合にその超えた金額を給付します。

（注）1年間は、毎年8月1日から翌年7月31日となります。

## ■被保険者が亡くなられたとき（葬祭費）

葬祭を行った方に5万円を給付します。

【必要書類等】 ①葬祭を行った証明書類（会葬礼状又は領収書等） ②亡くなられた方の保険証  
③葬祭を行った方の印かん、振込先口座がわかるもの



## 第9期松伏町男女共同参画推進委員会の活動がスタート！

問合せ 企画財政課 人権推進担当 ☎991-1815

コロナ禍の中、延期となっていた委嘱式を6月30日に行いました。男性と女性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮する事ができる社会をめざします。（敬称略）



後列左から山崎委員、宇田川副会長、庄野委員、今井委員、大野委員  
前列左から荻野会長、鈴木町長、明戸委員（欠席：青崎委員）

役職	氏名	選出枠	新再
会長	荻野 裕佳里	学識経験者	再任
副会長	宇田川 陽子	関係団体代表者	再任
委員	青崎 百合子	学識経験者	再任
委員	山崎 祝	学識経験者	再任
委員	明戸 恵子	関係団体代表者	再任
委員	庄野 紀美子	関係団体代表者	再任
委員	今井 新吉	公募	再任
委員	大野 桂一	公募	再任

【任期】令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）